

工事および業務等入札における質問回答の手続き 工事の入札における設計数量の公開について（お知らせ）

入札手続における透明性、公平性および入札参加者の利便性の向上を図ることを目的とし、次のように質問回答の手続きを定めるとともに、設計数量の公開を行います。

これらについては、平成29年4月1日以降に公告または指名通知を行う入札から実施します。

○工事および業務等入札における質問回答の手続きについて

秋田市および秋田市上下水道局が発注する建設工事および測量・建設コンサルタント業務等に係る入札（以下「工事および業務等入札」という。）における、質問回答の手続きを定めました。概要は次のとおりです。

1 対象工事等

全ての工事および業務等入札を対象とします。

2 質問書の提出等

当該入札案件の入札参加資格を有する者で、閲覧設計図書（金抜き設計書）の内容等に関して質問がある場合は、次の手続きにより質問を提出することができます。

(1) 提出方法

閲覧設計図書（金抜き設計書）等に付属の「質問および回答について」で指定する質問様式ファイルに、質問内容を記入し、電子メールに添付して送信してください。

口頭や電話による質問は受け付けません。

(2) 提出先・提出期限

「質問および回答について」に記載します。

3 回答方法等

(1) 質問および回答は、「質問および回答について」に記載してあるサイトにおいて一般公開します。

(2) 質問者名は、非公開とします。

(3) 質問ではないものについては、原則として回答しません。

(4) 類似する質問については、一括して回答する場合があります。

○工事の入札における設計数量の公開について

秋田市および秋田市上下水道局が発注する建設工事に係る入札（以下「工事入札」という。）において、設計数量の公開を行います。

概要は次のとおりです。

1 対象工事等

全ての工事入札を対象とします

2 数量の公開方法

設計数量を、閲覧設計図書（金抜き設計書）に記載します。

3 土木工事以外の数量の取扱いについて

閲覧設計図書（金抜き設計書）は、入札者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に公開するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面および仕様書等）ではなく、参考資料として取扱います。

設計数量はあくまでも「参考数量」のため、数量に関する疑義等は質問回答の対象としません。契約締結後、必要に応じて契約事項に基づき協議して下さい。

※令和6年4月に表現を修正しました。

問合わせ先

- ・入札・契約事務に関すること

契約課工事契約担当 TEL 018-888-5438

- ・工事および業務等入札における質問回答の手続きについて

建設部道路建設課 TEL 018-888-5749

- ・工事入札における設計数量の公開について

建設部建築課 TEL 018-888-5756